# 只木ゼミ春合宿第1問弁護レジュメ

文責:2 班

## I. 反対尋問

- 1. 学説の状況において条件関係修正説をあげているが、条件説をどのように修正しているのか。また、その修正をしていい理論的根拠はどこにあるか。
  - 2. 学説の検討において結果として不合理という言葉を使っているが、被告人らのいずれかの劇薬により死亡したのかわからないのに両者に業務上過失致死罪を科すことこそ不合理ではないか
- 3. 本問の検討において条件関係修正説をとる根拠は示されていないが、なぜ本説をとるのか。

## Ⅱ. 学説の検討

A 説(条件関係修正説)について

本説は複数の独立した行為がいずれも単独で結果を発生させる可能性があった場合にお 15 いてそれぞれの実行行為において結果との因果関係を認めるものである。

しかし、単独で結果を発生させうる行為だとしても、それぞれに因果関係を認めると、仮に単独の行為だけでは何らかの事情が存在し結果が発生しなかった場合も被告人に既遂罪を成立させることになるため、妥当ではない。

よって、弁護側はA説を採用しない。

20

35

10

#### B説(合法則的条件説)について

本説は条件関係を用いることなく因果関係の有無を判断するものである。

しかし、この説は条件関係がそのまま事実関係となるため条件関係が有する帰責限定機 能が失われるため妥当でない。

25 よって、弁護側はB説を採用しない。

## C説(結果回避可能性説)について

本説は結果回避の可能性の有無で過失の因果関係が判断されるという説である。

しかし、この説は両者がそれぞれ行為をしたのに対し X 一人に結果の因果関係が認めら 30 れるため妥当ではない。

よって、弁護側は C 説を採用しない。

#### D 説(条件説)について

本説は条件関係の有無を「行為なければ結果なし」といった条件関係の有無で判断するものである。

因果関係とは行為によって結果が発生しているという関係であるため、条件関係によっ

て因果関係を判断することが適切であり、「疑わしきは被告人の利益に」という原則にも適合する。

したがって弁護側は D 説を採用する。

# 5 Ⅲ. 本間の検討

- 第1.Xの罪責について
- 1. 看護師 X が入院患者 A に誤って致死量の劇薬を飲ませ、同人を死亡させた行為につき、 X の A に対する業務上過失致死罪(刑法(以下法令名省略)第 211 条)が成立しないか。
- 2(1) 本条にいう「業務」とは、本人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為 であって、他人の生命・身体に危害を加える恐れのあるものをいうところ、本件では X は 看護師という社会生活上の地位を有しており、一般に看護師は日常的に反復・継続して入院 患者に薬を支給する行為を行うものと考えられる。また、支給する薬如何によっては患者の 生命・身体に危害を加える恐れがある。したがって X の本件行為は「業務」にあたる。
- (2) 「必要な注意を怠」るとは注意義務違反を指す。本件において看護師 X は、その職業上 相当な注意をもって患者の生命・身体に危険を及ぼすことを防止する義務を負う。この点 X は風邪薬を支給すべきところ、過失により致死量に至る劇薬を支給している為、上記義務を 怠っている。したがって X は業務上「必要な注意を怠」ったといえる。
  - (3) 結果として入院患者 A は現実に死亡している。
- (4) では、X が誤って A に対し劇薬を支給したという実行行為と A の死亡結果との間に因 20 果関係が認められるか。
  - ア. そもそも因果関係とは発生した結果を実行行為に帰責させる役割を果たすものであるから刑法上の因果関係を肯定する為には実行行為によって構成要件的結果が惹起されたという事実的な関係が必要であり、「あれなければこれなし」という条件関係が存在すれば因果関係が認められるといえる。
- 25 イ. この点本件では、看護師 X が劇薬を支給していなくとも看護師 Y の支給した劇薬によって A は死亡したといえる為、X の本件実行行為と A の死亡結果の間に条件関係が認められない。したがって因果関係は認められない。
  - 3. よって X の当該行為について A に対する業務上過失致死罪は成立せず、X は何ら罪責を 負わない。
- 30 第 2. Y の罪責について

上記理由により、Y の行為についても X 同様、何ら罪責を負わない。

# IV. 結論

以上より、X及びYは何ら罪責を負わない。

35 以上